

## 事務所棟更新積立金の設置・管理 および処分に関する規程

### (目 的)

第1条 本規程は、この土地改良区が定款第5条に規定する所在地に有する事務所および高槻市大字唐崎1318番1に有する管理事務所棟の大規模修繕および更新事業(以下「事務所棟更新事業」という。)の必要な財源に充てるため、事務所棟更新積立金(以下「積立金」という。)を設置する。

### (積立金の額および原資)

第2条 積立金の額は、最終積立目標額を七億円とし、毎年度積立、貸借対照表に明記する。

2 積立金が目標額に達した場合は、次条第1項第1号から第2号に規定する積立では停止する。

3 積立金の原資は、次に掲げるものとする。

(1)基本財産の一部取崩額 五億円(令和3年度施行分)

### (積立方法)

第3条 毎期の積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、総代会にて承認された額を積み立てることとする。

ただし、一般会計予算に不足が生じるときは、第2号の積立を取りやめ、経常経費に充当することができる。

(1)毎年度の定例金

(2)本積立金の運用から生ずる収入

(3)毎年度の余剰金

### (取崩方法)

第4条 積立金は、総代会の承認を経て、取り崩すことができる。

2 理事長は、前項の承認後緊急にやむを得ない事由に基づいて承認に係る事項に変更を加える必要が生じたときは、監事会の承認を経て、理事会がこれを専決処分することができる。この場合に理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

### (管理方法)

第5条 積立金の管理および運用の責任者は、理事長とする。

2 積立金に属する現金は、その目的を示す名称をもってその他の積立金および現金預金とは区分して保管しなければならない。

3 積立金の運用は、規約第43条に掲げる金融機関への預貯金によるものとする。

### (会 計)

第6条 積立金は、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項)事務所棟更新積立資産の名称を付して計上するものとする。

2 本規程に基づき積立てた積立金は、他の会計区分に流用してはならない。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

### (細 則)

第8条 この規程に定めるほか、積立金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(事務所棟更新積立金の設置・管理および処分に関する規程)

附 則

- 1 この規程は、令和 3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この一部改正は、令和 4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この一部改正は、令和 5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この一部改正は、令和 5年9月1日から施行する。